

# 沖縄県環境負荷低減事業活動実施計画認定要領

## 第1 目的

この要領は、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づく「環境負荷低減事業活動実施計画」（以下「実施計画」という。）の認定について、法、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則」（令和4年農林水産省令第42号。以下「規則」という。）、「環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針」（令和4年農林水産省告示第1412号。以下「基本方針」という。）、「環境負荷低減事業活動の促進等に関するガイドライン」（令和4年9月15日付4環バ161号農林水産省大臣官房技術総括審議官通知。以下「ガイドライン」という。）及び「沖縄県みどりの食料システム戦略基本計画」（令和5年3月策定、以下「基本計画」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## 第2 実施計画の申請方法等

実施計画の認定を受けようとする者（又はこれらの者の組織する団体。）は、環境負荷低減事業活動実施計画の認定申請書（別記様式第2号）に実施計画（別記様式第1号）等を添付の上、農業及び畜産関係は当該農地の所在地を所管する市町村長に提出するものとする。実施計画の提出を受けた市町村長は、管轄の農林水産振興センター及び農業改良普及センターを経由して知事に提出するものとする。

2 林業及び漁業に関する実施計画は知事へ提出するものとする。

## 第3 実施計画の認定

知事は、申請された実施計画の認定審査に当たっては、法第19条第5項並びに基本方針、ガイドライン及び基本計画に即して行うものとする。

2 申請のあった実施計画を認定した場合にあっては、申請者に対し別記様式第3号により通知するものとする。

なお、認定しなかった場合にあっては、別記様式第4号により、認定をしない理由を明らかにした上で、申請者に対してその旨を通知するものとする。

3 市町村長より提出のあった実施計画の認定結果については、当該市町村長に対し、別記様式第5号により通知するものとする。

## 第4 実施計画の変更

法第20条第1項の規定により、認定を受けた者が当該認定に係る実施計画を変更しようとするときは、変更申請書（別記様式第6号）を知事に提出するものとする。変更申請書には、規則第9条の規定により、変更後の実施計画及び変更前の実施計画の実施状況報告書（別記様式第7号）その他必要な書類を添付するものとする。

2 法第20条第2項の規定により、認定を受けた者が当該認定に係る実施計画の軽微な変更をしようとするときは、別記様式第8号により、知事に届け出るものとする。

3 実施計画の変更の手続きは、第2、第3の規定に準じて行うものとする。

## 第5 実施計画の認定の取消し

知事は、認定を受けた者が当該認定に係る実施計画（第4の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。）に従って環境負荷低減事業活動を行っていないと認められる場合には、法第20条第3項の規定により、認定を取り消すことができる。

2 認定を取り消したときは、その理由を明らかにした上で、認定を受けた者に認定取消通知書（別記様式第9号）により通知するものとする。

## 第6 実施状況の報告

知事は、必要に応じて、認定を受けた者に実施計画の達成状況等について報告を求めることができる。

2 報告を求められた認定を受けた者は、実施計画実施状況報告書（別記様式第10号）を知事に提出するものとする。

## 第7 その他

この要領に定めるもののほか、その他必要な事項については、農林水産部長が別に定める。

## 附 則

1 この要領は令和7年1月8日から施行する。

2 沖縄県「環境負荷低減事業活動実施計画」認定事務取扱要領（令和5年3月27日付、農総第2174号沖縄県農林水産部長通知、（以下「旧要領」という。））は、この要領の施行日をもって廃止する。また、廃止前に旧要領に基づき行った、処分、手続き、その他の行為は、なお従前の例によるものとする。